

業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案 （「セクハラ」禁止法案）概要

目的

性別に関する差別的意識等に基づく業務等における性的加害言動が従業者等の生活に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、あわせて従業者等の就業環境等を害する言動の規制に関する国際的動向(*)を踏まえ、業務等における性的加害言動を禁止するとともに、業務等における性的加害言動を受けた従業者等に対する支援その他の施策を推進することにより、従業者等の職業生活の充実等を図る

※ 2019年6月にILO総会で採択された「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」では、批准国に、「仕事の世界における暴力とハラスメント」の防止・撤廃のための包摂的かつ総合的な取組みや、これを定義し禁止する法令の制定などを求めている(日本は未批准)。

* 2019年5月に成立した「女性活躍推進法等改正法」では、「セクハラ」等の防止対策の強化等の措置を講じる改正が行われたが、「セクハラ」を行うこと自体を禁止する規定は設けられていない。

「セクハラ」の禁止

加害者

従業者等

○事業者の従業者
(使用人・役員等)

○個人事業者

禁止

業務等における
性的加害言動

- ①業務に関連し、又は業務上の地位を利用して行われる、被害者の意に反する性的な言動であって、
- ②被害者に、精神的・身体的な苦痛を与えるおそれがあるもの

※「精神的・身体的な苦痛を与えるおそれ」の例示として、いわゆる「対価型」「環境型」のおそれを明記

被害者

従業者等

○事業者の従業者
(使用人・役員等)
○従業者になろうとする者(就活生等)
○個人事業者
(フリーランスを含む)

事業者の責務

事業者の従業者が「セクハラ」を行った場合に、次のような必要な措置を講ずる責務

- 「セクハラ」への対処(例:従業者に対する懲戒等、その更生のための研修の実施等)
- 被害者に対する情報の提供等

被害従業者等に対する支援その他の施策の推進 (国・地方公共団体の施策)

- ①「セクハラ」の具体的内容等を定めた指針の作成
- ②相談体制の整備、専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上等
- ③紛争の迅速かつ適切な解決に資する施策
 - 加害者が行った言動に関する事実関係を調査して「セクハラ」に該当するかを判断し、その結果を就業環境の改善等に適切に活用するための体制の整備
 - 被害者の行う損害賠償請求についての援助等
- ④二次被害の防止(被害者の名誉・生活の平穩に十分に配慮)
- ⑤「セクハラ」及びこれにより生ずる問題に関する教育・啓発

○ 施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日

○ 検討規定：「セクハラ」による被害者の司法を通じた救済の在り方、他のハラスメントの規制の在り方について検討